

補助金等取扱基準

補助金等の名称	小型ポンプ積載車補助金
補助事業等の 目 標	各地区における消防施設（小型ポンプ積載車）の充実を図り、災害発生時の防災活動を効率的に実施するため
補助事業等の 対 象 者	市内自治区
補助対象経費	市内自治区において小型ポンプ積載車購入に要する経費
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	補助金の額は、購入に要する経費の60%とし、次の各号に掲げる車室内の乗車定員の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 4名以上のもの 170万円 (2) 3名以下のもの 120万円
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 狭い道路や山間地での災害に対応するためには、各地区の老朽化した小型ポンプ積載車を新しいものに入れ替え、消防力の充実を図ることが必要不可欠であるため
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	平成8年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	
	【終了時期が3年を超える場合の理由】 市内全域の老朽化した小型ポンプ積載車を入れ替えるためには、長期的な計画に基づく継続的な補助が必要であるため
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	補助金の交付を受けようとする者は、必要に応じて次に掲げる書類を補助金等交付申請書に添付して市長に提出しなければならない。 (1) 見積書 (2) 収支予算書
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 消防課 消防係

平成26年 4月 1日 一部改正

平成30年 3月16日 一部改正（平成30年 4月 1日 施行）

令和 5年 3月15日 一部改正（令和 5年 4月 1日 施行）